
キーワード・信託、知的財産、知財信託、国際信託、法適用原則

- 1 序——本報告の目的
- 2 信託に関する理論的観点
- 3 国際信託に対する法適用原則
 - (1) 信託の設定・終了・有効性
 - (2) 信託財産の管理
 - (3) 受益権
- 4 知的財産の本質試論
- 5 国際知財信託に対する法適用試論

1 序——本報告の目的

国際知財信託は、実務上は、各国において区々となりうる知財を信託として再構成することにより、権利関係の国際的な調和を図ることが十分期待できる制度であるが、その反面、当該国際知財信託に対して適用されるべき「法」とは一体どの国の法であるのかが、解決困難な課題となってくるため、理論的考察がなお必要な状況にある。

本発表は、発表者のこれまでの信託研究の成果を基礎として、国際的な法の適用に関する原則論と信託関係の理論構造との関係を再検討し、国際知財信託に関する法適用の基準について、新たな観点を見出そうとするものである。

以下では、まず信託関係の解釈に関する理論的観点を明らかにし(2)、かかる観点に基づいて、国際的な信託関係に対する法適用原則を、局面ごとに議論する(3)。そのうえで、知的財産に関する本質に関する試論(4)、及び、国際的な知財信託に対する法適用原則に関する試論(5)を、それぞれ提示する。

2 信託に関する理論的観点

信託の基本構造に関する理論的観点は、大きく分けて3つある。

第1に、信託の形成過程における当事者の行為を分析して、信託を形成しようとする当事者の意思に着目する考え方があり、旧信託法の採用していた定義がこれに当たる。この観点からすると、信託関係当事者、特に信託を形成させようとする委託者と受託者との間における信託関係設定の合意が理論的に最も重要であり、信託関係の解

積も、当事者が形成した合意内容の探究が原則となる。

第2に、既に形成されている関係当事者間の権利義務の構造に着目する考え方があり、米国の信託法リステイトメントにおける定義がこれに当たる。現行信託法の採用する定義も、ほぼこれに属すると考えてよい。この観点の下では、信託が形成されているか否かは、関係当事者間に現に存在している権利義務関係の構造に依るから、その権利義務関係がどのようにして形成されたかは、信託の定義にとって必ずしも重要でない。現存する権利義務関係が関係当事者の意思により形成された場合に、関係当事者の意思を解釈する必要が生ずることは当然であるが、信託が当初設定された時点における関係当事者の意思と、現在形成されている関係者の権利義務関係の状態とが一致していない場合（関係当事者自体が同一でないことも珍しくない）には、信託関係形成時の関係当事者間の意思解釈でなく、むしろ現在の関係当事者間における権利義務関係に即して解釈を行うべきこととなる。

第3に、やや方向性の異なる観点として、社会道徳や正義感から、特定の財産についてのあるべき法律関係に着目し、当事者が形成し、行動している権利義務の現況と異なる権利義務関係を裁判所が認める考え方がある。英国における伝統的な信託の概念は、この観点を基に形成されたものである。この観点は、要するに、社会道徳や正義感からあるべき法律関係の設定を行うための手段として、信託を捉えているわけであるから、信託関係当事者が信託を設定するというよりも、裁判所による信託の認定こそが信託関係成立の全てであり、関係当事者が信託を設定し、信託が現に存在していることは、それが社会道徳ないし正義感に合致する、と裁判所に認定されたからに外ならない。

以上3つの観点は、信託をどの側面から捉えるかがそれぞれ異なっており、かつ、互いに矛盾しているわけではないし、理論的な優劣があるわけでもない。実際、日本の現行信託法の規定も、理論的に成立しうる観点の1つを選択したものに過ぎず、かつ、その観点が他の観点よりも理論的に優れているということとはできない。従って、特に国際的な信託関係に関する解釈においては、いずれか1つの観点到絞って議論を展開することは理論的にも実務的にも妥当ではなく、以上の3つの観点を並列して対比させながら、考えていく必要があると思われる。

3 国際信託に対する法適用原則

前記のとおり、信託に関する理論的観点としては、①信託設定当事者の意思を重視する観点、②形成された信託関係当事者間の権利義務関係を中心とする観点、及び、③社会道徳ないし正義感から信託関係の形成が妥当であるかを重視する観点とが並列しているため、国際信託に対する法適用原則に関する議論においても、これら3つの観点を対比しながら議論することが必要となる。

(1) 信託の設定・終了・有効性

信託の設定・終了、及び形成された信託関係の有効性に関する議論においては、当該法律関係が「信託関係」であるか否かを判断するための解釈基準が、最終的に問題

となるが、この基準を考えるために適用されるべき法の選択は、前記の観点によって異なってくることとなる。

すなわち、前記の第1の観点からすれば、信託の設定及び終了に関する法適用は、要するに、信託設定当事者の意思に対する法適用に外ならないから、信託設定当事者の意思が表示された際に従うべき法が示されていた場合にはその法に従い、かかる法が信託設定の意思表示において明示されていない場合には、信託設定の意思が表示された場所を管轄する法、ないしは信託設定の意思を表示した者が帰属する国家の法が適用されることとなる。なお、この観点の下では、信託の有効性に関する議論は、信託関係設定の意思に関する有効性の議論と考えられるから、信託の有効性に関する法適用も、原則として信託設定に関する法適用と同一となる筈である。

これに対して、前記の第2の観点からすれば、信託の設定及び終了は、現に形成されている信託関係を規律する権利義務関係の中で定められている法的局面の1つと位置づけられるから、これに対する法適用については、当該信託関係において現に形成されている権利義務関係に対して適用される法が、そのまま適用されることとなる。また、この観点の下では、信託の有効性に関する議論は、要するに、当該信託関係において現に形成されている権利義務関係の有効性の判断に外ならず、従って、これに対して適用される法とは、当該権利義務関係を規律するために適用される法と同一の法、ということになる。

さらに、前記の第3の観点の下における、信託の設定、終了及び有効性に関する議論は、要するに、裁判所を典型とする信託関係当事者以外の者が、社会道徳ないし正義感に照らして当該法律関係を信託関係と解釈すべきか否かの判断に外ならず、かつ、この社会道徳ないし正義感を司る法とは、要するに、判断者が服している法に外ならない。従って、この観点の下では、信託関係に対して適用されるべき法は、判断者の属する法廷地の法となることが、原則となる筈である。

(2) 信託財産の管理

信託財産の管理に関する法適用原則に関する議論には、2つの局面が存在している。1つは、有形であれ無形であれ、「信託財産」それ自体に対して、どの法が適用されるかであり、もう1つは、信託財産を管理処分する権限を有している「受託者」の行為に対して、どの法が適用されるかである。なお、この2つの局面が、異なる法域で行われる状況も、少なからず生ずるものと思われる。

この点に関して、前記の第1の観点からすれば、信託財産の所在や管理に関する事項は、原則として信託設定時における意思によって明示に規律されているか、あるいは、信託設定時において信託財産の管理処分権限を与えられた受託者による、当該権限の行使の結果として、現状の管理処分が行われている筈である。従って、これらに対する法適用についても、信託の設定に関する法適用がそのまま行われることが原則であり、ただ、信託財産の所在地や、受託者の所在地あるいは行為地によっては、当該所在地ないし行為地の法が適用される可能性が併せて生じてくることとなる。

他方、前記の第2の観点からすれば、信託財産の所在や管理に関する事項は、要す

るに信託関係の現状そのものであり、受託者による信託財産の管理処分にかかる行為も、信託関係の現状の権利義務の効果の1つに外ならない。従って、この観点の下における信託財産及び受託者による管理処分に対する法適用としては、信託財産それ自体に対しては、当該財産の所在地の法が適用されることが原則である一方、受託者による管理処分行為に対しては、当該受託者が当該信託関係において服すべき権利義務関係を規律する法に加え、当該受託者が属する地を規律する法が、併せて適用されることが原則となる筈である。

以上に対して、前記の第3の観点においては、前述のとおり、当該法律関係が信託関係であるか否かを判断すべき裁判所等が服する法が、全ての局面で適用されることとなる筈であるが、信託財産の所在地が当該判断者の服する法の適用域外であった場合や、受託者の所在地や行為地が当該法の適用域外であった場合において、なお法廷地の法が適用されるべきか否かが問題となる。この点に関しては、信託財産の所在地や受託者の所在地ないし行為地の法が併せて適用されるとの考え方も成り立ちえないではないが、前述したとおり、前記の第3の観点が、裁判所等の判断者が有する社会道徳ないし正義感を基盤としていることを考えるならば、法の適用結果を関係者に対して現実に強制できるか否かは別として、法の適用域外にある信託財産や受託者に対しても法廷地の法が適用されると考える方が、理論的に一貫するように思われる。

(3) 受益権

受益権に関する法適用に関しては、いくつかの局面の議論がやや複雑に絡みあっている。まず、受益権を信託財産との関係でどのような権利として捉えるべきか、という議論があり、受益権を信託財産に対する「債権」的な権利と考えるか、それとも信託財産の実質的な「所有権」と考えるかによって、適用されるべき法は根本的に異なってくる。次に、受益者の所在地と信託財産の所在地、さらに受託者による信託財産の管理処分に係る行為地がそれぞれ異なっている場合には、受益権による信託財産からの利益享受が、どの段階で、かつ、どこで生じたと考えるべきかが、極めて複雑な問題となる。加えて、この「受益」に関する信託関係の内部規律は、信託設定時に信託関係当事者によってどのようにでも合意できることが原則であるため、租税を典型とする利益享受に関する種々の規制や規律が、信託設定における関係当事者間の合意によって実質的に回避されうることに對し、どのような解釈を行うべきかが、さらに問題となってくることとなる。

前記の第1の観点からすれば、信託財産からの受益は信託設定に関する意思の中心的効果の1つであるから、これに対する法適用としても、当然に信託設定に関する意思に対して適用される法が適用されるべきこととなる。この場合、受益権の法的性格がどのようなものであったとしても、かかる受益権の性格付け自体、信託設定において意思が表示された結果の1つに外ならないから、適用される法の原則は変化しないものと考えられる。

これに対して、前記の第2の観点の下では、受益者による信託財産からの利益享受は、当該信託関係における現状の権利義務関係の効果の最も重要な局面の1つである。

そして、受益権に基づく信託財産からの利益享受は、受益者が当該利益を現に享受することによって、その目的となるべき効果を生じさせるものである。従って、この観点に立った場合における受益権に対する法適用としては、受益者が現に利益を享受する地の法が適用されることが原則となる筈であり、かつ、ここでいう「受益者による利益享受」の具体的意味は、当該受益権が信託財産に対する債権的な権利であった場合と、信託財産の実質的な所有権であった場合とで、相当程度異なるものとなるから、当該受益権の法的性格によっては、信託財産の所在地の法が併せて適用される可能性も、検討する必要があると思われる。

他方、前記の第3の観点の下においては、前述のとおり、受益者が信託財産から利益を享受すること自体について、裁判所等の判断者が社会道徳と正義感に照らして妥当か否かを判断することが、信託関係に対する解釈の基本理念となるわけであるから、これに対する法適用としても、判断者の服する法廷地の法が原則として適用され、受益者の所在地や利益を現に享受した地が当該法廷地の法の適用域外であった場合には、当該所在地ないし利益享受地の法が併せて適用される可能性があることとなる。なお、この観点に立った場合における受益権の法的性格の解釈は、要するに、判断者が社会道徳ないし正義感に照らして妥当と考えた結果としての法的性格が付与されるものとなる筈であり、かかる法的性格は法廷地の法に照らして判断された結果に外ならないから、いずれにせよ法廷地の法が適用されることが原則となることに変わりはないと考えられる。

以上のとおり、国際信託に対する法適用原則に関しては、前記のどの観点に立つかによって、解釈の方向性が大幅に異なってくることとなる。しかも、これらの観点は、理論的に互いに矛盾しているわけでないから、1つの信託関係についてただ1つの観点のみが妥当するとは必ずしも限らず、場合によっては複数の観点が交錯することもありうるものと考えられる。そのような場合における法適用原則については、あらゆる信託関係に対して一致して適用される唯一の基準を示すことを事実上放棄せざるを得なくなり、当該信託関係設定において当事者の表示した意思、当該信託関係の現状における権利義務関係、及び、判断者である裁判所等が思考の基盤とする社会道徳ないし正義感に照らして、「総合的」な判断を個別の事案ごとに模索し集積していくほかないこととなるであろう。

4 知的財産の本質試論

一般的な国際信託に対する法適用原則を対象としたここまでの議論だけでも、十分に複雑な性格を持っていることは明らかであると思われるが、本発表の目的とする、国際的な知財信託に対する法適用の原則について考えようとするためには、さらに、知財信託において信託財産となるべき「知的財産」についても、その理論的な性格を検討してみる必要がある。

知的財産の捉え方は、論者により様々であると思われるが、信託関係の対象財産という局面から検討してみると、次の2つの考え方がありうる。

まず、知的財産の特徴を、「無形財産」であると捉える考え方がありうる。この場合には、知財信託は、他の無形財産を信託財産とする信託関係、典型的には債権信託とほぼ同一の次元のものとして捉えることができる。実際、知財信託の管理処分においては、信託財産が無形財産であるということから、債権信託における事務処理と相当の親近性があることは疑いなく、また、知的財産のうち、財産的価値が特に高いものの典型例は、知的財産の使用権を付与することと引換えに対価の支払を求める債権であるから、知財信託と債権信託との連続性は、一般的には否定されるべきでないように思われる。但し、債権は、原則として複数当事者間における請求権であり、その主要な発生原因である契約は、当事者間で自由に設定されるものであって、原則として内容が自由であるのに対し、知的財産については、そもそもの定義が当該知的財産を形成させた各権利者の知的活動の成果であることからすれば、必ずしも権利関係の「相手方」を必要とするものでないため、知的財産権の内容についても、債権と同様の当事者間における自由が認められるべきかについて、なお検討が必要である。

これに対して、知的財産の特徴を、権利者の「知的活動の成果」として捉える考え方がありうる。この場合には、知財信託は、権利者の知的活動の成果を信託目的に従って管理処分する制度と考えるべきこととなり、他の信託関係とはかなり次元の異なる制度として位置づけられる。すなわち、一般的な信託関係においては、信託財産は、有形であれ無形であれ、要するに「物」ないし「経済的価値」として捉えられるものであり、本来的に「管理処分」の対象となる「財産」であるのに対し、知財権利者の知的活動は、必ずしも「物」として結実するわけではなく、また、「経済的価値」を伴うとも限らない以上、かかる知的活動の成果を「管理処分」すること自体の意味について、改めて考える必要が生ずるからである。実際、知的財産として、具体的な成果物や成果としての方法ないし手段のみならず、知的活動が行われることそれ自体をも含むと考えるならば、かかる知的活動自体を「信託目的により拘束」すること自体が果たして許されるべきか否かについて、正面から問い直される必要がある。

知的財産の本質を無形財産であると考えた場合には、知財信託と債権信託とを理論的に連続的なものとして捉えるべきこととなる以上、国際信託に対する法適用原則についても、これまで本発表で述べてきた議論が、基本的にそのまま妥当することとなる。これに対して、知的財産の本質を知的活動であると考えた場合には、知財信託を一般的な信託関係と理論的に異なる部分を持つものと捉えるわけであるから、これまでの議論に加えて、さらに法適用原則において考慮すべき事項が拡がることとなる。

以下では、発表者による試論であることを留保しつつ、敢えて後者の立場に基づいて、国際的な知財信託に対する法適用原則について検討を加える。

5 国際知財信託に対する法適用試論

知的財産の本質を権利者の知的活動と捉えた場合における、国際信託に対する法適用原則に関する議論においては、次の要素をさらに考慮することが必要である。

まず、信託関係の当事者と信託財産の所在地、信託財産の管理に関する行為地に加えて、①知的活動を行った者が属する国家、②知的活動が行われた地、及び、③知的

活動の成果が知的財産へと結実した地、のそれぞれの法が、国際知財信託に対する法適用原則にどのように影響してくるかが問題となる。

知財信託において信託財産となるのは、あくまで「知的財産」それ自体であり、知的活動を行った者を信託財産と考えるわけでない以上、前記の①知的活動を行った者の属する国家の法については、原則として考慮する必要はかなり小さい。但し、当該知的活動を行った者が、信託関係当事者となった場合はもちろん別論であり、信託関係設定の意思に関する効力や、信託関係の有効性、さらには信託財産からの受益に関して、実務上大きな影響が及ぶこととなるであろう。

むしろ、本発表が目的とする法適用原則に関する解釈において重要な問題となるのは、②知的活動が行われた地と、③知的活動の成果が知的財産へと結実した地のどちらを中心として、議論を展開していくべきかである。

知財信託が知的財産を対象とする点を重視するならば、法適用原則に関する議論においても、解釈上重要であるのは「知的財産」が理論上生じた時点以降のことであり、従って、その前提となっている権利者による知的活動それ自体は、知的財産が形成される経過の1つに過ぎないと解釈されることとなる。しかしながら逆に、前記のとおり、知的財産の理論的本質を知的活動にあると前提するのであれば、知財信託に関する解釈において最も重視されるべき対象は知的活動それ自体であり、知的活動の成果が知的財産へと結実したことについては、信託財産の対象となる具体的な財産の経済的ないし社会的性格の変化であるに過ぎず、知財信託の理論的性格の変化としては重要でない、と解釈されることとなる。

以上の議論は、要するに、知財信託でいう「知財とは何か」に直結する議論であるが、この議論においても、本発表でこれまで検討してきた、信託関係に関する複数の理論的観点が、複雑に絡みあうこととなってくる。すなわち、知財信託を解釈するに際して、信託関係当事者による信託設定に関する意思を重視するか、形成された信託関係における関係当事者の権利義務や信託財産の現状を重視するか、あるいは、当該法律関係を社会道徳ないし正義感に基づいて信託関係であると解釈すべきであるか否かを重視するかによって、国際知財信託に対する法適用原則は、さらに複雑さを増すこととなる。また、知財信託における「受益権」が、信託財産を構成する「知的財産」とは異なる権利であると考えられる立場を採用するか否かによっても、上記の議論における原則は大きく異なってくるであろう。

現段階においては、国際的な知財信託に対する法適用原則について、全ての事案に適用可能な唯一の基準を見出すことは、少なくとも実務上は不可能であり、理論的にどのように考えるべきかについても、かなり抽象的な部分のごく一部を本発表で議論してみたに過ぎない。国際的な知財信託関係は、信託関係であること、国際的な関係であること、知財を対象とする関係であること、の3つの点から議論が複雑怪奇にならざるを得ない側面を有しているが、今後もあらゆる角度から検討を続けていくことによって、理論と実務の双方に対し、何らかの貢献を行うことができるよう、最大限の努力を重ねていきたいと考える。

【参考文献】

- ・星野豊『信託法』（2011年、信山社）
- ・星野豊『信託法理論の形成と応用』（2004年、信山社）
- ・星野豊「信託法理論から見た知財信託関係の解釈」日本知財学会第10回年次学術研究発表会発表（2012年）
- ・星野豊「国際的な知財管理を目的とした信託関係の特徴と問題点」日本知財学会第9回年次学術研究発表会発表（2011年）
- ・星野豊「知財信託と債権信託の連続性」日本知財学会第6回年次学術研究発表会発表（2008年）
- ・星野豊「知財信託における発明者の地位」筑波法政（筑波大学）44号85頁（2008年）
- ・星野豊「改正信託法の特徴と問題点」筑波法政（筑波大学）41号1頁（2006年）
- ・星野豊「信託法理論から見た知的財産信託の特徴と問題点」日本知財学会第4回年次学術研究発表会発表（2006年）
- ・星野豊「信託法理論の形成と応用(Theories on the Law of Trusts and Their Applications)」企業法学会学術研究発表会発表（2004年）
- ・小出篤史＝星野豊「知財信託と知財法制との関係についての一考察」日本知財学会第10回年次学術研究発表会発表（2012年）
- ・小出篤史＝星野豊「知的財産に関する移転価格取引の特徴と問題点」日本知財学会第10回年次学術研究発表会発表（2012年）
- ・胡勇＝星野豊「中国における外資知財権に対する保護及びその不足面」日本知財学会第10回年次学術研究発表会発表（2012年）
- ・田中美穂「ドイツ国際私法における信託」立命館法学（立命館大学）2011年5-6号2503頁（2011年）
- ・田中美穂「信託準拠法と信託財産準拠法の適用関係について」近畿大学法学（近畿大学）58巻4号1頁（2011年）
- ・島田真琴「国際信託の成立及び効力の準拠法(1)(2・完)」慶應法学（慶應義塾大学）10号89頁（2008年）、13号21頁（2009年）
- ・島田真琴「国際信託に関わる準拠法決定基準」慶應法学（慶應義塾大学）11号59頁（2008年）
- ・森田果「特集・平成国際私法の発展と展望：信託」民商法雑誌135巻6号1018頁（2007年）
- ・A. W. SCOTT, et al., SCOTT & ASCHER ON TRUSTS, (5th ed. 2010)
- ・E. F. SCOLES, et al., CONFLICT OF LAWS, (4th ed. 2004)
- ・G. W. KEETON, et al., THE LAW OF TRUSTS, (11th ed. 1983)